



# 平成22年度の 国民健康保険税が 軽減されます

## 【非自発的失業軽減とは】

雇用保険の受給資格のある方で、特定受給資格者や特定理由離職者と認められる失業者の方は、平成22年度の国民健康保険税を算定する際の給与所得金額が、100分の30になります(国保税の所得割額算出や低所得軽減の判定に反映します)。

## 【該当要件について】 下記要件 全てに該当

『雇用保険受給資格者証』の交付を受けており、記載の離職年月日が  
平成21年3月31日以後 となっている方。

『雇用保険受給資格者証』に記載の離職理由番号が次のいずれかに該当する方。

	番号	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
離職者 特定理由	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

離職日現在65歳未満であり、雇用保険の高年齢受給資格者や特例受給資格者に該当していない方

## 【軽減申請の受付について】

平成22年5月6日(木) 午前9時～午後7時

伊達市役所保原本庁舎 1階シルクホール

上記日程でご都合がつかない場合は、随時市役所各市民窓口で受付いたします。

## 【軽減申請の際にお持ちいただくもの】

『雇用保険受給資格者証』のコピー

印鑑

国民健康保険被保険者証

(高額療養の所得区分判定に影響する場合がありますので、限度額認定証や標準負担額減額認定証の交付を受けている方はお申出下さい)

# 『雇用保険受給資格者証』のみほん

従来の様式

雇用保険受給資格者証 (第1面)

040

支給番号		氏名		被保険者番号			
48010-02-000012-3		オコヨウ タロウ		4800-010566-2			
性別	年齢	生年月日	支払方法	求職番号	認定日		
男	45	3-311123	0001001-0000001		2型-水		
住所又は居所							
求職申込年月日	資格取得年月日	離職年月日	理由	受給期間満了年月日	基本手当日額		
140109	500401	131231	11	150130	6,092		
離職時賃金日額	60歳到達時賃金日額	所定給付日数	特殊表示(災、一括、選相、市町村)				
10,000		330	0000				
受講開始年月日	年	月	日	受講終了年月日	年	月	日
公共職業訓練等	技能習得手当	支給開始日	特別受給資格手当	支給開始日	通所手当	支給開始日	
	円	月	日	円	月	日	円
支給開始日							

改正新様式

① 離職年月日

② 離職理由番号

雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 支給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別
5. 求職番号	6. 生年月日
7. 住所又は居所	
8. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)	
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日
12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額
15. 求職申込年月日	16. 認定日
17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数
20. 特殊表示(災害時、一括、選相、市町村)	

※ 雇用保険法の改正により、上記2種類の様式があります(交付年月日により)。  
 ※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者(右上に高や特と表記)の方は対象となりません。

## 【軽減の対象となる国民健康保険税】

離職の翌日の属する月から、その翌年度末までの国保税が軽減対象となります。しかしこの軽減制度の施行日が平成22年4月1日のため、該当初年度が平成21年度の方は平成22年度のみ軽減対象となります。

離職日	軽減対象の課税年度
平成21年3月31日～平成22年3月30日までの離職	平成22年度分
平成22年3月31日～平成23年3月30日までの離職	平成22・23年度分
平成23年3月31日～平成24年3月30日までの離職	平成23・24年度分

※ 限度額超過世帯や所得が少ない離職者は、軽減に該当しても税額が変わらない場合があります。  
 ※ 平成21年度以前の国保税については、施行日前のため軽減の対象になりません。

## 【国保税軽減額のお知らせ】

5月末までに申請された方の失業軽減該当のお知らせと軽減額は、7月中旬に送付される国民健康保険税納税通知書等に表示されます。

お問合せ 伊達市役所 健康福祉部 国保年金課  
 TEL 024-575-1198